

## 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の一部改正について

桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の一部を改正しました。  
その概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 主な改正内容

- (1) 措置基準及び措置期間を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準拠するよう改正。
- (2) 再犯加重措置の適用方法について、措置要件の「贈賄」、「独占禁止法違反行為」、「競売入札妨害又は談合」及び「暴力的不法行為等」の指名停止措置期間満了後の遡及期間を、10年から3年に変更。
- (3) 「独占禁止法違反行為」において、課徴金減免制度の適用があった場合、措置期間を1／2とする運用を導入。
- (4) 下請負人等からも暴力団の排除が可能となるよう「桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）」の改正を行ったことに伴い、暴排要綱との整合性を図るよう改正。
- (5) 平成30年4月1日以降に指名停止の決定がなされるものから適用。

## 2. 指名停止期間等の新旧対照表

別表第1 事故等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(虚偽記載)		(虚偽記載)	
1 市発注工事に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6月	1 市発注工事に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 6月以内
(過失による粗雑施工等)		(過失による粗雑施工等)	
2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	2月以上 12月以内	2 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1月以上 12月以内
3 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	3月以上 6月以内	3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1月以上 6月以内
(契約違反)		(契約違反)	
4 市発注工事の施工に当たり、請負者の責めに帰すべき事由により契約解除となったとき。	12月以上 24月以内	【削除】	
5 市発注工事の施工に当たり、正当な理由がなく、履行期限内に契約の履行が完了しなかったとき。	2月以上 12月以内	【削除】	
6 市発注工事の施工に当たり、監督職員又は検査職員の職務の執行を妨げたとき。	3月以上 24月以内	【削除】	
7 第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月以上 6月以内	4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 6月以内
(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害事故)		(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害事故)	
8 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	2月以上 12月以内	5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1月以上 6月以内
9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上 6月以内	6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上 3月以内
(不適切な安全管理措置により生じた工事関係者事故)		(不適切な安全管理措置により生じた工事関係者事故)	
10 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2月以上 6月以内	7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上 4月以内
11 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上 3月以内	8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上 2月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄)		(贈賄)	
1 有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄の嫌疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24月	1 有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		(1) 市職員に対する贈賄の場合	4月以上 24月以内
		(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3月以上 18月以内
		(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3月以上 12月以内
(独占禁止法違反行為)		(独占禁止法違反行為)	
2 有資格業者の役員等又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	12月以上 24月以内	2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
		(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合	3月以上 12月以内
		(2) (1)以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合	1月以上 9月以内
(競売入札妨害又は談合)		(公契約関係競売妨害又は談合)	
3 有資格業者の役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の嫌疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月以上 24月以内	3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	4月以上 12月以内
		(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	2月以上 12月以内
		(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	1月以上 12月以内
(あっせん利得処罰法違反行為)		【削除】	
4 有資格業者の役員等又は使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の嫌疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月以上 24月以内		
(建設業法違反)		(建設業法違反行為)	
5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上 12月以内	4 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
		(1) 市発注工事における建設業法違反の場合	2月以上 12月以内
		(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合	1月以上 12月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
6 市発注工事に係る競争入札において落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	1月以上 12月以内	5 市発注工事に係る競争入札において落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	1月以上 12月以内
7 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 12月以内	6 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 12月以内
8 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者の役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の嫌疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 12月以内	7 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者の役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 12月以内

別表第3 暴力的不法行為等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(暴力的不法行為等)		(暴力的不法行為等)	
1 次の(1)から(9)までのいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関等から通報又は情報提供があり、契約の相手方として不当であると認められるとき。	指名停止の期間が経過し、契約の相手方として適当と認められるときまで。	1 次の(1)から(6)までのいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があるとき又は次の(7)から(11)までのいずれかに該当し、契約の相手方として不当であると認められるとき。	次の(1)から(6)の措置期間については、指名停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。
(1) 有資格業者の役員等が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	24月	(1) 有資格業者の役員等が、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第206号。以下「暴排要綱」という。）第2条第11号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という）であると認められるとき。	24月
(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	12月	(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。	12月
(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月	(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴排要綱第2条第12号に規定する暴力団関係法人等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	6月	(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。	6月
(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3月	(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3月

別表第3 暴力的不法行為等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。	6月	(6) 有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係法人等であることを知りながら、これを利用する等していると認められるとき。	6月
(7) 有資格業者の役員等又は使用人が、業務に関し、暴力行為（注1）を行ったと認められるとき。	1月以上 12月以内	(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1月以上 12月以内
(8) 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等と下請負契約を締結したとき	3月以上 6月以内	(8) 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、暴排要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められると知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3月以上 6月以内
(9) 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設を使用したとき。	3月以上 6月以内	(9) 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、暴排要綱別表第2に規定する資材販売業者若しくは廃棄物処理業者（以下「資材販売業者等」という。）又はその役員等が暴排要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められると知りながらその者から資材等を購入し、又は暴排要綱別表第2に規定する廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。	3月以上 6月以内
		(10) 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、市長が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて、暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3月以上 6月以内
		(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	1月